

大多喜町の財務報告書

－統一的な基準による財務書類－

～令和４年度決算～

大多喜町

— 目 次 —

第1章	地方公会計制度の策定経緯と意義	1
1	経緯	1
2	意義	2
第2章	統一的な基準の特徴	3
1	公会計基準の比較	3
2	統一的な基準と総務省方式改定モデルの違い	4
(1)	概要	4
(2)	現金主義と発生主義	5
(3)	単式簿記と複式簿記	5
(4)	固定資産台帳	6
(5)	比較可能性の確保	8
第3章	本町の地方公会計制度に関する取組	9
第4章	財務書類	10
1	財務書類の相互関係	10
	財務書類とは	11
2	対象会計範囲	12
3	財務書類の内容	13
(1)	貸借対照表	13
(2)	行政コスト計算書	15
(3)	純資産変動計算書	17
(4)	資金収支計算書	18

第1章 地方公会計制度の策定経緯と意義

1 経緯

平成18年6月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」を契機に、総務省から地方公会計制度の指針が示され、「貸借対照表」、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の財務書類の作成が求められました。

この指針で「総務省方式改訂モデル」と「基準モデル」の2つの方式が示され、本町では平成23年度決算から総務省方式改訂モデルにより、財務書類を作成してきました。

こうした地方公会計の整備（財務書類の整備）は、全国的にも進められていますが、2つの方式以外にも「東京都方式」等、複数の会計基準があることで、団体間を比較することが難しいなどの課題もあったことから平成26年度に総務省から「統一的な基準」が示され、全ての地方公共団体は基準に準拠した財務書類の作成が必要となっています。

本町は、平成28年度決算から統一的な基準に基づく財務書類を作成・公表しました。

【新地方公会計制度(2つのモデル)】

平成 18 年 5 月 「新地方公会計制度研究会報告書」

平成 19 年 10 月 「新地方公会計制度実務研究会報告書」

【新地方公会計モデル】

平成 21 年 1 月 「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引き」

平成 22 年 3 月 「地方公共団体における財務書類の活用及び公表について」

平成 23 年 12 月 「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引き」

【統一的な基準】

平成 25 年 8 月 「今後の新地方公会計推進に関する研究会中間まとめ」

平成 26 年 4 月 「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」

平成 26 年 9 月 「財務書類作成要領」「資産評価及び固定資産台帳の手引き」

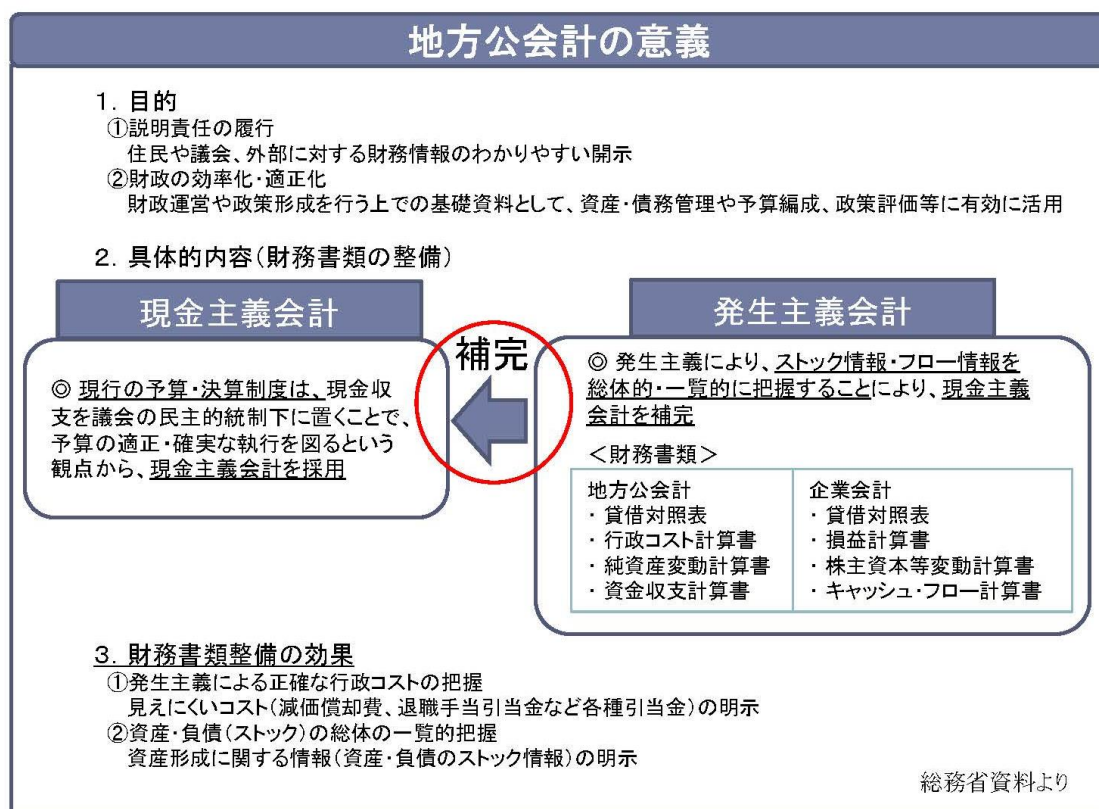
平成 27 年 1 月 統一的な基準による地方公会計の整備促進について（総務大臣通知） 統一的な基準による地方公会計マニュアル

2 意義

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、単式簿記による現金主義会計を採用しています。

一方で、財政の透明性を高め、説明責任をより適切に果たす観点から、単式簿記による現金主義会計では把握できない情報(ストック情報(資産・負債)や見えにくいコスト情報(減価償却費等))を住民や議会等に説明する必要性が一層高まっており、そのためには、単式簿記による現金主義会計の補完として複式簿記による発生主義会計の導入が重要となります。

また、複式簿記による発生主義会計を導入することで、上記のとおりストック情報と現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報の把握が可能となるので、公共施設等の将来更新必要額の推計や、事業別・施設別のセグメント分析など、公共施設等のマネジメントへの活用充実につなげることも可能となります。



第2章 統一的な基準の特徴

1 公会計基準の比較

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」のほかに、「東京都方式」等があります。

平成29年度からは全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類の作成が求められています。

	統一的な基準	基準モデル	総務省方式改訂モデル	東京都	国 (省庁別財務書類の作成基準)
財務書類の体系	○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書 ※ 行政コスト計算書及び純資産変動計算書は、別々の計算書としても、結合した計算書としても差し支えない	○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書	○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 純資産変動計算書 ○ 資金収支計算書	○ 貸借対照表 ○ 行政コスト計算書 ○ 正味財産変動計算書 ○ キャッシュ・フロー計算書	○ 貸借対照表 ○ 業務費用計算書 ○ 資産・負債差額増減計算書 ○ 区分別収支計算書
台帳整備	○ 開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○ 開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○ 段階的整備を想定 →売却可能資産、土地を優先	○ 開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	○ 官庁会計システムとは連動していないが、法令に基づき国有財産台帳、物品管理簿等を整備
複式簿記	○ 経済取引が発生した都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	○ 官庁会計処理に基づくデータにより、発生 の都度又は期末に一括して複式仕訳を実施	決算統計データを活用し、期末に一括して仕訳を実施	○ 官庁会計処理に連動して発生 の都度、複式仕訳を実施	○ 官庁会計システム(ADAMS II)に連動して発生 の都度、複式仕訳を実施(国有財産等については、期末時に複式仕訳を実施)
有形固定資産の評価基準	・ 取得原価が判明…取得原価 ・ 取得原価が不明…再調達原価 ※ 取得原価の判明・不明の判断 ※ 適正な対価を支払わずに取得したものは再調達原価(道路等の土地は備忘価額1円) ※ 売却可能資産は売却可能価額を注記	○ 事業用資産土地…固定資産税評価額建物等…再調達原価 ○ インフラ資産土地…取得原価建物等…再調達原価	○ 公共資産…決算統計データから取得原価を推計 ○ 売却可能資産…売却可能価額	○ 取得原価	○ 国有財産(公共用財産を除く)…毎年度時価を基準に改定される国有財産台帳価額 ○ 公共用財産…取得原価 ○ 物品…取得原価
税収の取扱い	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 純資産変動計算書に計上	○ 行政コスト計算書に計上	○ 資産・負債差額増減計算書に計上

総務省資料より

2 統一的な基準と総務省方式改訂モデルの違い

(1) 概要

本町が従来作成していた総務省方式改訂モデルと統一的な基準を比較すると、3点の変更点があります。

①『発生主義・複式簿記の導入』

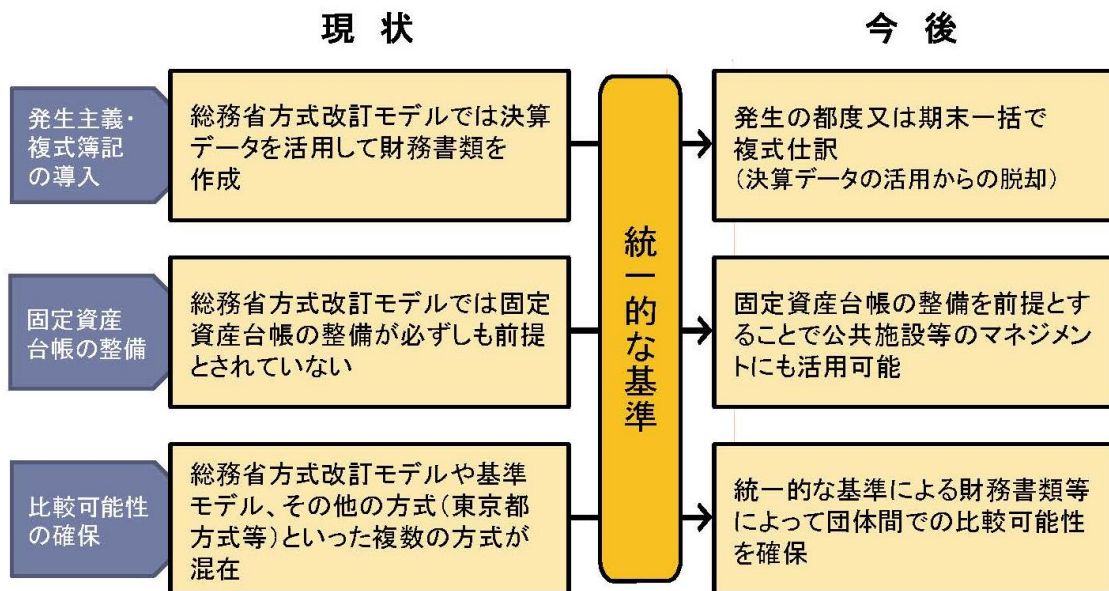
総務省方式改訂モデルは決算データを活用して財務書類を作成していましたが、統一的な基準では伝票単位で複式仕訳を行い、発生主義会計を導入します。

②『固定資産台帳の整備』

総務省方式改訂モデルでは必ずしも固定資産台帳の導入が前提とされていませんでしたが、統一的な基準では固定資産台帳の整備が必須となり、公共施設等のマネジメントにも活用可能となります。

③『比較可能性の確保』

地方公会計制度の会計基準は従来、様々な会計基準が存在していましたが、全ての地方公共団体が統一的な基準による財務書類を整備することとなったため、団体間での比較可能性が確保されています。

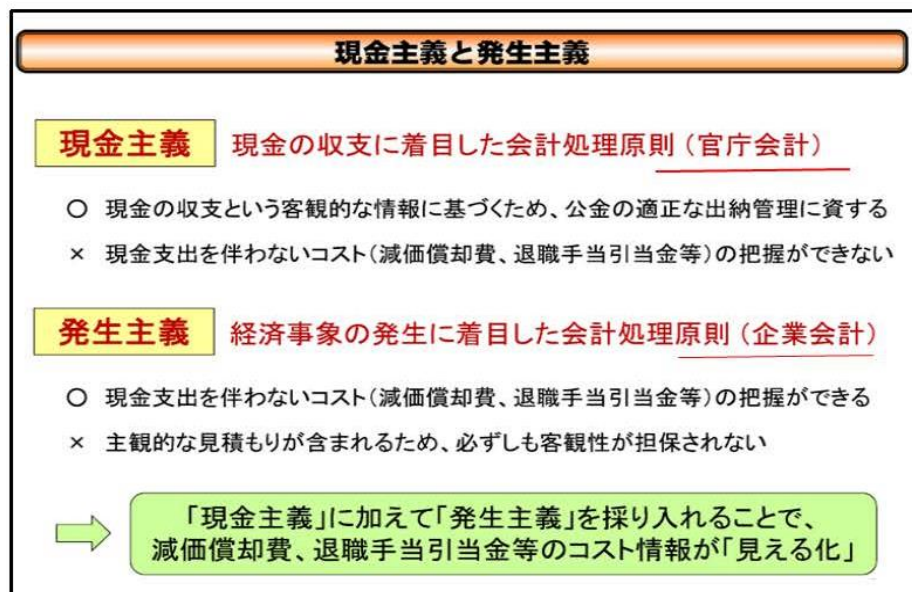


総務省資料より

(2) 現金主義と発生主義

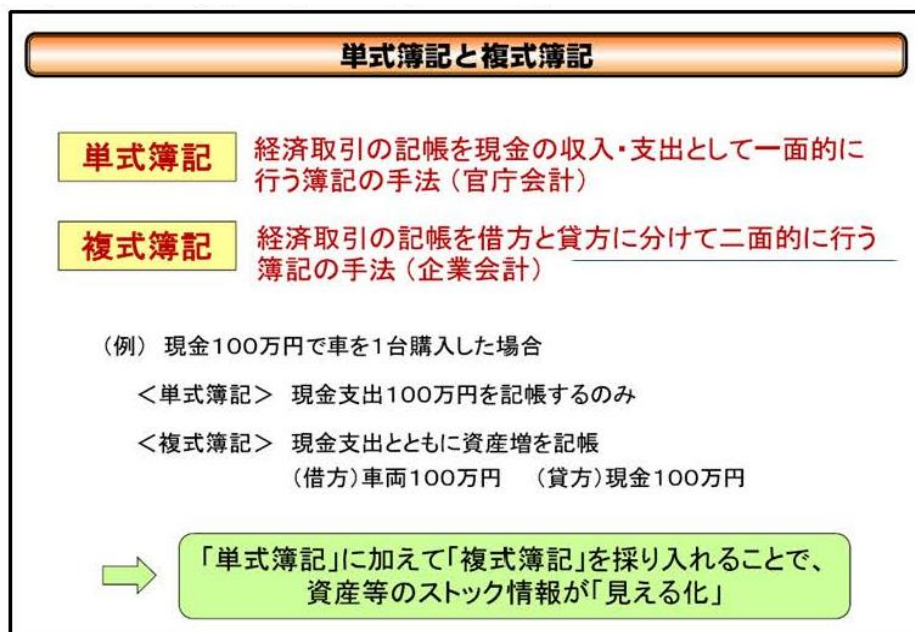
会計取引の認識基準の考え方には、「現金主義会計」と「発生主義会計」があります。

民間の企業会計は「発生主義」を採用しており、現金支出を伴わないコスト(減価償却費、退職手当引当金等)を把握することができます。



(3) 単式簿記と複式簿記

複式簿記とは経済取引の記帳を二面的に行う簿記の手法で、伝票単位で複式簿記を行うことで資産等のストック情報が「見える化」されます。



(4) 固定資産台帳

①概要

固定資産台帳とは、町が保有する財産(固定資産)をその取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに記録・管理するための帳簿です。また、財務書類作成の基礎となる重要な帳簿の役割を果たすとともに、固定資産の適切な管理及び有効活用を行うための基礎となる台帳であり、金額情報や減価償却情報が含まれています。

公会計・貸借対照表(B/S:Balance sheet)で固定資産を表すと

固定資産	有形固定資産	事業用資産	土地・立木竹・建物・工作物・船舶・浮標等・航空機・その他・建設仮勘定 売却を目的として保有している資産については、有形固定資産ではなく、棚卸資産として計上します。
		インフラ資産	土地・建物・工作物・その他・建設仮勘定 システムまたはネットワークの一部であること、性質が特殊なものであり代替的利用ができないこと、移動させることができないこと、処分に関し制約を受けることといった特徴の一部またはすべてを有するもの。例えば道路、橋、下水処理関連、水道等が該当します。
		物品	物品
	無形固定資産		ソフトウェア・その他
	投資 その他の資産		投資及び出資金・投資損失引当金・長期延滞債権・長期貸付金・基金・その他・徴収不能引当金

総務省資料より

②固定資産台帳の必要性

固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政状況を正しく把握するためには、正確な固定資産に係る情報が不可欠です。

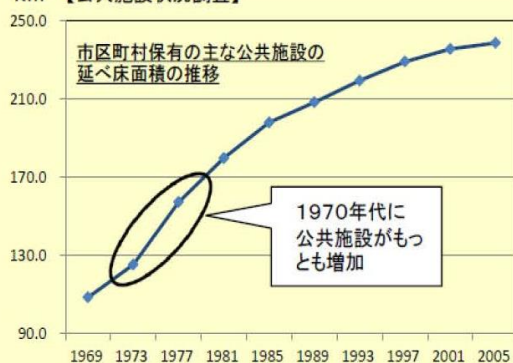
統一的な基準による財務書類等の作成にあたっては、自団体の資産の状況を正しく把握することや、他団体との比較可能性を確保することが重要になることから、各地方公共団体の財政状況を表す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿として固定資産台帳を整備する必要があります。

また、将来世代と現世代の負担公平性に関する情報や施設別・事業別等のセグメント別の財務情報をあわせて示すこと等により、個別の行政評価や、公共施設の老朽化対策等に係る資産管理等といった活用につなげるためにも、固定資産台帳の整備は重要です。

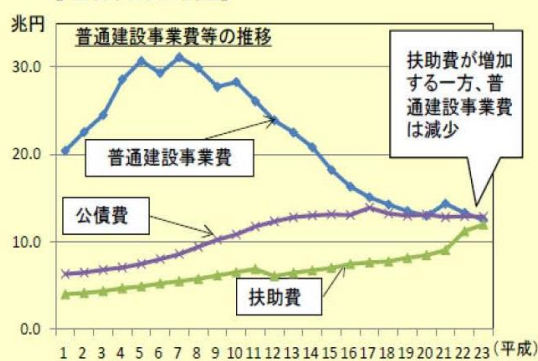
固定資産台帳の必要性

- 過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- 人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。

km² 【公共施設状況調査】



【地方財政状況調査】



財務書類作成のための基礎資料としてだけでなく、公共施設等の再編・長寿命化の観点からも、固定資産台帳の整備は必要不可欠。

総務省資料より

(5) 比較可能性の確保

従来の地方公会計制度の会計基準は「総務省方式改訂モデル」、「基準モデル」及びその他の基準が混在していたため、団体間を比較することが困難などの課題がありました。

こうした課題を解決するため、平成26年度に新たな会計基準である「統一的な基準」が示され、すべての地方公共団体はこの基準に準拠した財務書類を作成することが求められています。

今後は以下のような指標にもとづき、団体間の比較を行うことで財務書類のマネジメントツールとしての機能が従来よりも格段に向上します。

分析指標の例	内容
有形固定資産減価償却比率 (資産老朽化比率)	償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を示すもの。資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標。
純資産比率及び 将来世代負担比率	将来世代と現世代との負担割合を示す指標。純資産比率の増加は現世代が将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを表す。
受益者負担比率	行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、町税や地方交付税、補助金等により賄うことになる。
行政コスト対財源比率	当年度の経常費用から経常収益を控除した純経常コストに対する財源の比率をみることで、当年度の負担でどれだけ賄われたかを表す。
歳入額対資産比率	歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成された資産が歳入の何年分に相当するかを表し、資産形成の度合いを測ることができる。
地方債の償還可能年数	地方債を、経常的に確保できる資金(業務活動収支の黒字額)で返済した場合に、何年で返済できるかを表し、町債の多寡や債務返済能力がわかる。

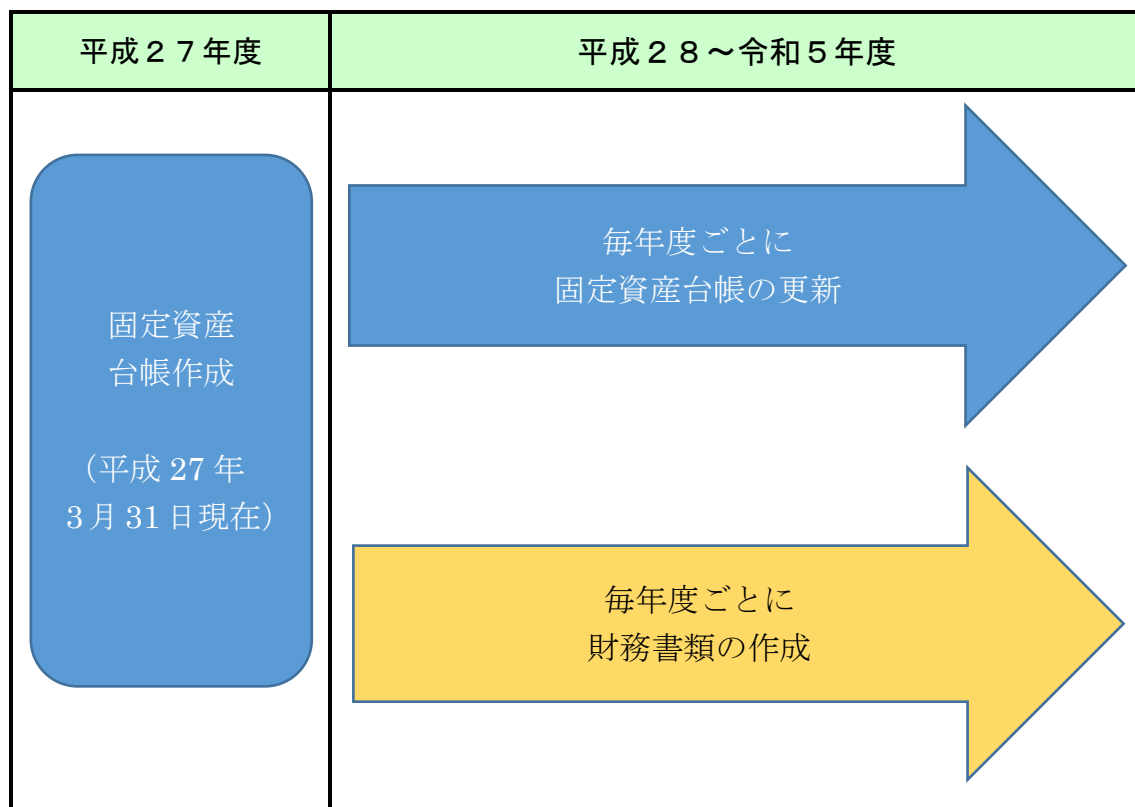
第3章 本町の地方公会計制度に関する取組

本町では平成27年度から統一的な基準による財務書類の作成に向けて取組を進めてきました。

年度	取組
平成27年度	○統一的な基準に準拠した固定資産台帳の整備
平成28年度～令和5年度	○固定資産台帳の更新 ○統一的な基準による財務書類の作成及び公表 (平成28年度～令和4年度分)

(作成基準日)

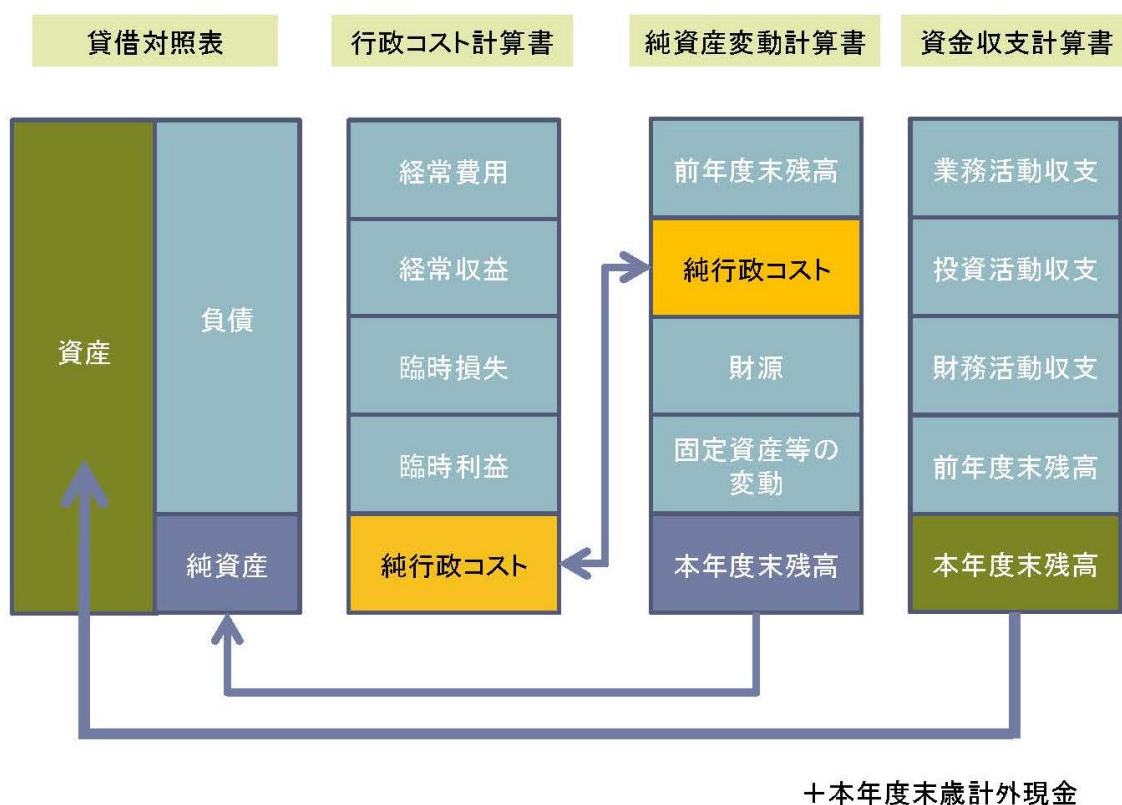
財務書類の作成基準日は、会計年度の最終日である令和5年3月31日を基準日として作成しています。令和5年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに収入・支出があったものとして取り扱っています。



第4章 財務書類

1 財務書類の相互関係

財務書類は、総務省方式改訂モデルと基準モデルと同様に4つの財務書類【財務書類の体系(4表)】で構成されます。それぞれのイメージは以下のとおりとなります。



総務省資料より

財務書類とは【統一的な基準の財務書類】

◎貸借対照表とは...

年度末時点での資産や負債などの残高(ストック情報)を表しています。

表の左側の「資産」は、町が保有している道路、公園、町営住宅などの固定資産や、現金預金、基金、貸付金などの残高を表しております。

表の右側は町債などの「負債」であり、資産から負債を差し引いたものが「純資産」となります。

この表は、資産をどのような財源(負債と純資産)で賄ったかを示しており、負債は将来世代の負担を、純資産は現在までの世代の負担を表しています。

資産は住民サービスを提供するために保有しているもので、将来にわたって利用されることから、町債の償還を通じて将来世代も負担するという考え方がありますので、負債と純資産とのバランス(世代間の負担のバランス)なども考慮した上で財政運営を行っていくことになります。

また、貸借対照表は資産と負債・純資産の合計額が同じ額になることから、バランスシートともいいます。

◎行政コスト計算書とは...

1年間の行政運営コストのうち、福祉サービスやごみの収集にかかる経費など、資産形成につながらない行政サービスに要したコストを人件費、物件費等、その他の業務費用、移転費用に区分して表示するとともに、これらの行政サービスに対する財源として、使用料・手数料などの経常収益を表示しています。また、災害復旧費などの臨時損失と資産売却などによる臨時利益を併せて表示しています。

◎純資産変動計算書とは...

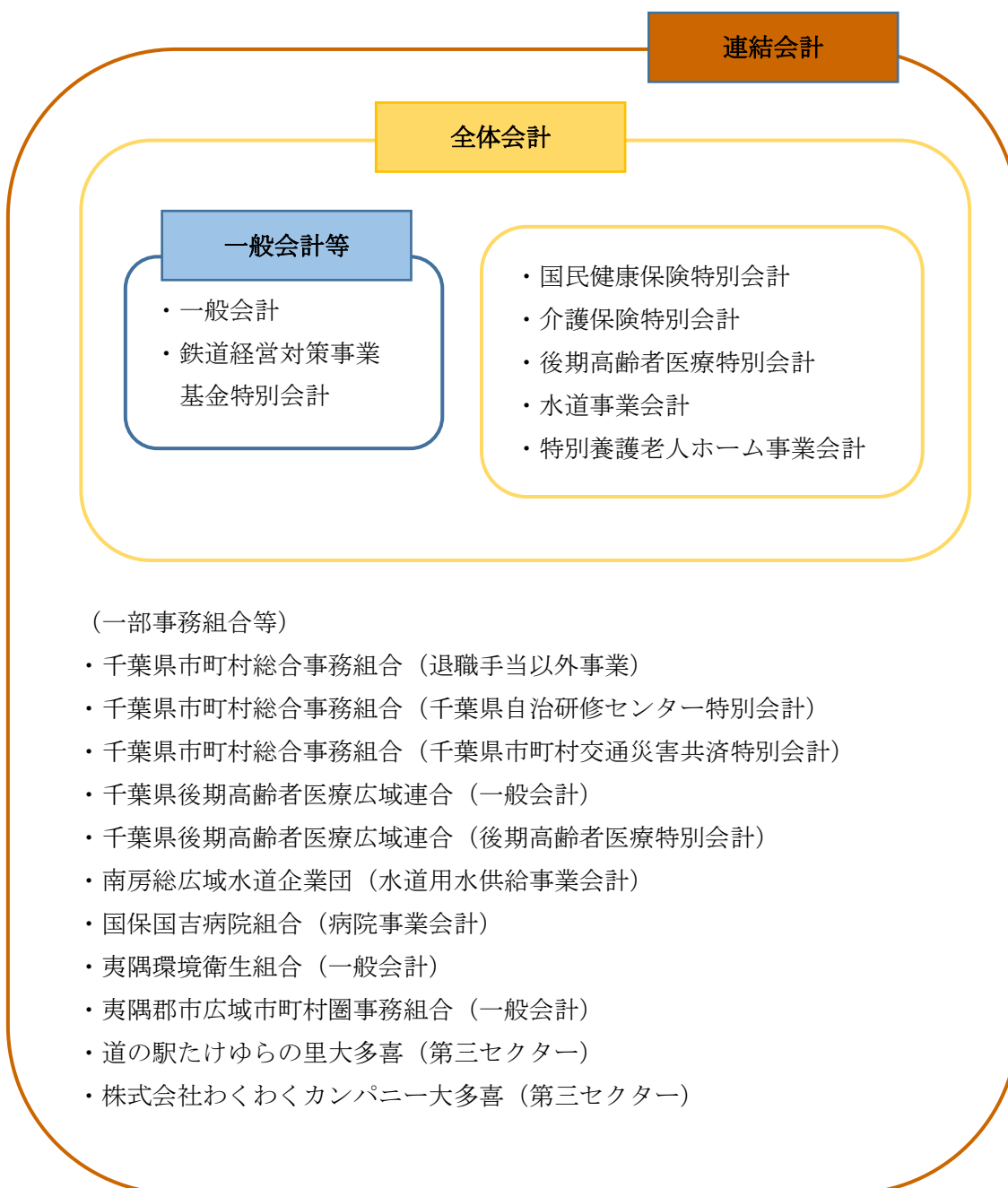
純資産(過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産)がその年度中にどのように増減したかを、財源、資産評価差額、無償所管換等、比例連結割合変更に伴う差額、その他に区分して表示したものです。

◎資金収支計算書とは...

1年間の資金の増減を業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支に区分し金額を表示したもので、どのような活動に資金が必要であったかを表しています。

2 対象会計範囲

財務書類は、一般会計と政令で定める特別会計及び公営企業会計以外の特別会計からなる「一般会計等」、政令で定める特別会計及び公営企業会計の特別会計を含めた「全体会計」、さらに出資団体等を含めた「連結会計」の3種類があります。



3 財務書類の内容

(1) 貸借対照表

- ① 資産: 学校、道路など将来の世代に引継ぐ社会資本や、投資、基金など将来現金化することが可能な財産
- ② 負債: 地方債や退職給付引当金など将来の世代の負担となるもの
- ③ 純資産: 過去の世代や国・県が負担した将来返済しなくてよい財産

(単位: 千円)

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
固定資産	18,765,008	22,102,781	24,947,114
有形固定資産	15,243,539	19,093,056	21,258,883
事業用資産	7,701,529	7,913,787	8,562,942
インフラ資産	7,344,582	10,920,227	12,358,946
物品	197,427	259,042	336,996
無形固定資産	0	5,289	1,115,327
投資その他の資産	3,521,470	3,004,435	2,572,904
流動資産	2,022,741	2,673,169	3,654,395
現金預金	618,438	1,114,838	1,908,926
その他	1,404,303	1,558,331	1,745,468
資産合計	20,787,750	24,775,949	28,601,509
固定負債	4,926,769	7,660,966	9,653,102
地方債	3,686,870	5,645,432	6,118,213
退職手当引当金等	1,316,791	2,015,533	3,534,889
流動負債	577,046	787,142	1,004,723
1年内償還予定地方債	435,384	556,332	622,636
賞与等引当金他	122,662	230,810	382,088
負債合計	5,053,815	8,448,108	10,657,826
純資産合計	15,283,935	16,327,841	17,943,684
負債及び純資産合計	20,787,750	24,775,949	28,601,509

○一般会計等の資産は208.0億円となっています。

負債は50.5億円、純資産は152.8億円です。

負債は将来の世代が負担していくことになるものであり、一方で、純資産は過去の世

代や国、県の負担で既に支払が済んでいるものになります。資産に対する純資産の割合を純資産比率と呼び、これまで町が形成してきた資産に対する負担のうち、既に支払が済んでいる部分の割合を示しています。

《貸借対照表でわかること》

指標	一般会計等	全体会計	連結会計
純資産比率	73.5%	65.7%	62.7%
有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)	66.7%	63.9%	63.5%
住民一人当たり資産額	2,509,386円	2,990,820円	3,452,621円
住民一人当たり負債額	664,391円	1,019,810円	1,286,555円

《計算式》

【純資産比率】 = 純資産合計 ÷ 資産合計 × 100

企業会計の「自己資本比率」に相当し、資産のうち償還義務のない純資産がどれくらいの割合かを表します。この比率が高いほど負債(将来世代の負担)の割合が少ないこととなりますが、現在世代と将来世代との負担のバランスを取ることも必要となります。

地方公共団体における一般会計等の平均割合は60%～80%とされています。

【有形固定資産減価償却率】(資産老朽化比率) = 減価償却累計額 ÷ (有形固定資産 - 土地 + 減価償却累計額) × 100

資産老朽化比率が高い場合は、施設が全体として老朽化しつつあり近い将来に維持更新のための投資が必要となる可能性があります。

地方公共団体における一般会計等の平均割合は 40%～50%とされています。

【住民一人当たり資産額・負債額】 = 資産額及び負債額 ÷ 住民基本台帳人口

資産合計額及び負債合計額を、令和5年3月31日現在の住民基本台帳人口8,284人で除して算定しています。

(2)行政コスト計算書

- ◆費用：行政サービスの提供のために費やしたもの
- ①人件費：職員給与や議員報酬、退職給付費用（当該年度に退職給付引当金として新たに繰り入れた額）など
- ②物件費等：備品や消耗品、施設等の維持補修にかかる経費や減価償却費（社会資本の経年劣化等に伴う減少額）など
- ③その他業務費用：支払利息、徴収不能引当金繰入額、町債償還の利子など
- ④移転費用：他会計への繰出金、補助金等、社会保障給付、他団体への補助金など
- ◆収益：住民等が行政サービス提供の対価として支払い、自治体が得られるもの

（単位：千円）

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
経常費用	5,520,165	8,243,111	10,210,716
業務費用	3,743,908	4,578,631	5,749,440
人件費	1,391,016	1,706,819	2,278,549
物件費等	2,265,471	2,735,146	3,274,749
物件費	1,496,935	1,615,118	1,845,936
維持補修費	114,375	124,233	148,774
減価償却費	654,161	822,810	1,010,371
その他	0	172,986	269,667
その他の業務費用	87,420	136,666	196,142
移転費用	1,776,257	3,664,480	4,461,276
経常収益	637,439	1,069,025	1,799,719
純経常行政コスト	4,882,726	7,174,086	8,410,997
臨時損失	0	847	1,349
臨時利益	0	13,546	14,933
純行政コスト	4,882,726	7,161,386	8,397,413

○一般会計等では、経常費用が55.2億円、経常収益は6.4億円、純行政コスト（費用から収益を差し引いたもの）は48.8億円となりました。

○一般会計等における経費の内訳をみると、経常費用のうち人件費が占める割合は、25.2%、減価償却を主なものとする物件費等の割合は、41.0%で費用の中でも大きな割合を占めており、地方債利息を主なものとするその他の業務費用の割合は、1.6%、移転費用の割合は32.2%となっています。

《行政コスト計算書でわかること》

指標	一般会計等	全体会計	連結会計
人件費割合	25.2%	20.7%	22.3%
物件費等割合	41.0%	33.2%	32.1%
その他の業務費用割合	1.6%	1.7%	1.9%
移転費用割合	32.2%	44.4%	43.7%
受益者負担比率	11.5%	13.0%	17.6%
住民一人当たり純経常行政コスト	589,416円	864,484円	1,013,691円

《計算式》

【各費用割合】 = 各費用 ÷ 経常費用 × 100

※経常費用＝業務費用（人件費＋物件費等＋その他の業務費用）＋移転費用（補助金、特別会計への移転費用など）

【受益者負担比率】 = 経常収益 ÷ 経常費用 × 100

行政サービスに要したコストに対して受益者が負担する使用料・手数料や分担金・負担金などの割合であり、受益者が負担しない部分については、町税や地方交付税、補助金等により賄うことになります。

したがって、受益者負担比率が他の団体に比べて低い場合には、使用料・手数料や分担金・負担金などの水準を見直すことも検討する必要があります。

地方公共団体における一般会計等の平均割合は 3%～8%とされています。

【住民一人当たり純経常行政コスト】 = 純経常行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

純経常行政コストを、令和4年3月31日現在の住民基本台帳人口8,446人で除して算定しています。

(3) 純資産変動計算書

◆余剰分の計算

①純行政コスト:行政コスト計算書の純行政コストと一致する。

②財源:財源をどのような収入(税収等、国庫補助金)で調達したかを表す。

◆固定資産形成分:財源を将来世代も利用可能な固定資産、貸付金や基金等にどの程度使ったかを表す。

①固定資産等の変動:当該年度に学校、道路などの社会資本を取得した額と過去に取得した社会資本の経年劣化等に伴う減少額を表します。基金、貸付金、出資金など長期金融資産の当該年度における増加と減少を表す。

②資産評価差額:有価証券等の評価差額を表す。

③無償所管換等:無償で譲渡または取得した固定資産の評価額等を表す。

(単位:千円)

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
前年度末純資産残高	15,231,729	16,345,836	17,908,000
純行政コスト(△)	△4,882,726	△7,161,386	△8,397,413
財源	4,934,931	7,136,637	8,407,128
本年度差額	52,206	△24,749	9,714
固定資産等の変動(内部変動)	0	0	0
資産評価差額	0	0	0
無償所管換等	0	6,755	6,755
その他	0	0	19,215
本年度純資産変動額	52,206	△17,995	35,684
本年度末純資産残高	15,283,935	16,327,841	17,943,684

《純資産変動計算書でわかること》

指標	一般会計等	全体会計	連結会計
行政コスト対財源比率	98.9%	100.5%	100.0%

《計算式》

【行政コスト対財源比率】＝ 純経常行政コスト ÷ 財源 × 100

当年度の行政コストから受益者負担分を控除した純経常行政コストにたいして、税収等の財源でどれだけ賄われたかがわかります。

(4) 資金収支計算書

- ①業務活動収支:行政サービスを行なう中で、毎年度継続的に収入、支出されるもの
 ②投資活動収支:学校、道路などの資産形成や投資、基金などの収入、支出など
 ③財務活動収支:町債、借入金などの収入、支出など

(単位:千円)

科目	一般会計等	全体会計	連結会計
業務支出	4,762,877	7,308,130	9,049,322
業務費用支出	2,986,620	3,643,650	4,588,046
移転費用支出	1,776,257	3,664,480	4,461,276
業務収入	5,563,247	8,196,860	10,126,675
臨時支出	0	847	847
臨時収入	0	13,546	14,682
業務活動収支	800,370	901,429	1,091,189
投資活動支出	779,020	944,876	1,015,158
投資活動収入	106,999	120,532	161,942
投資活動収支	△672,021	△824,344	△853,216
財務活動支出	433,626	533,771	604,457
財務活動収入	297,700	432,800	463,653
財務活動収支	△135,926	△100,971	△140,804
本年度資金収支額	△7,577	△23,886	97,168
前年度末資金残高	607,717	1,120,426	1,771,371
本年度末資金残高	600,140	1,096,540	1,890,234

○一般会計等では、業務活動収支はプラス8.0億円、投資活動収支はマイナス6.7億円、財務活動収支はマイナス1.4億円となり、本年度資金収支額はマイナス0.1億円となります。

○全体会計では、業務活動収支はプラス9.0億円、投資活動収支はマイナス8.2億円、財務活動収支はマイナス1.0億円となり、本年度資金収支額はマイナス0.2億円となります。

○連結会計では、業務活動収支はプラス10.9億円、投資活動収支はマイナス8.5億円、財務活動収支はマイナス1.4億円となり、本年度資金収支額はプラス1.0億円となります。

○この結果、本年度末資金残高は、一般会計等で6.0億円、全体会計では11.0億円、連結会計では18.9億円となりました。

○また、基礎的財政収支(プライマリーバランス)は、一般会計等でプラス3.1億円、全体会計ではプラス3.3億円、連結会計ではプラス5.0億円となっています。

《資金収支計算書でわかること》

指標	一般会計等	全体会計	連結会計
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	341,881千円	328,541千円	498,869千円
歳入額対資産比率	3.2年	2.5年	2.3年
地方債の債務償還比率	5.2年	7.0年	6.3年

《計算式》

【基礎的財政収支(プライマリーバランス)】 = 業務活動収支(支払利息支出を除く)
+ 投資活動収支

地方債の償還金を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標です。当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。

【歳入額対資産比率】 = 資産合計 ÷ 歳入総額

歳入額対資産比率は、今までに形成された資産が歳入の何年分かを表す指標で、社会資本整備の度合いを示しており、この比率が高いほどストックとしての社会資本整備が進んでいると考えられます。ただし、歳入規模に比して過度の社会資本整備を行っている場合は今後の維持負担費用が大きくなり、将来の財政運営を圧迫するおそれもありますので、必ずしも高ければ良いとは言えないことに留意する必要があります。

地方公共団体における一般会計等の平均割合は4年～5年とされています。

【地方債の償還可能年数】(年) = 地方債残高 ÷ 業務活動収支

地方債を、経常的に確保できる資金である業務活動収支(臨時収支分を除く)の黒字額で返済した場合に、何年で返済できるかを表す指標です。